令和８年（フ）第５３７２号
大阪府枚方市長尾元町７丁目４番27号、前住所埼玉県東松山市松山町３丁目５番５号　レオパレスサザンクロスＡ　103号
債務者　青野　　悠
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５６３号
熊本市中央区帯山５丁目２番５－401号、異動前住所熊本市中央区紺屋町３丁目30番地　アンベリール紺屋町903
債務者　田島　聖子
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第５９６号
熊本市北区四方寄町1682番地２　寿ハイツ101、転入前住所熊本市西区池田１丁目35番３－510号　アーサー京町パークシテイ
債務者　竹山　陽子
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第６００号
熊本市北区下硯川２丁目10番１－104号
債務者　木村　美佳
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第６２４号
熊本市東区月出６丁目２番111－206号　月出西団地１棟
債務者　福島　卓也
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第６３７号
熊本市中央区八王寺町23番３－104号
債務者　梅本　清香
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第６５７号
熊本市中央区九品寺１丁目７番18号　601、転入前住所福岡市博多区吉塚１丁目20番５－103号　プレジール吉塚
債務者　北原　音羽
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第６８２号
熊本市中央区琴平２丁目４番50号　ランドヌール琴平105号、転入前住所福岡市東区香住ヶ丘６丁目38番14－102号　シーコーストハウス
債務者　今泉　優子
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第８４号
熊本県玉名郡玉東町大字木葉799番地２
債務者　廣瀬　功貴
1　決定年月日時　令和８年10月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
熊本地方裁判所玉名支部

令和８年（フ）第８５号
熊本県荒尾市荒尾1912番地２　エトワールＡＰⅣ　102号、前住所熊本県荒尾市万田512番地２
債務者　梅崎　　浩
1　決定年月日時　令和８年10月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
熊本地方裁判所玉名支部

令和８年（フ）第７７号
岩手県大船渡市猪川町字前田22番地22　後藤貸家２号
債務者　熊谷　竜飛
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
盛岡地方裁判所一関支部

令和８年（フ）第１２６号
栃木県足利市五十部町1552番地　五十部西山団地１－16、前住所栃木県足利市大前町740番地１　石川アパート５号室
債務者　石原　孝昭
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
宇都宮地方裁判所足利支部

令和８年（フ）第７５９号
千葉県柏市布施977－19　ソルーナ北柏、住民票上の住所千葉県松戸市上本郷2756番地の３
債務者　岩槻みゆき
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第７６８号
千葉県松戸市常盤平３丁目15番地の７　パイントリーハイツ503号、前住所千葉県柏市酒井根２丁目15番16号　ハイム松ノ木Ｂ－102号
債務者　飯窪　望空
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第７８０号
千葉県我孫子市湖北台７丁目10番34－506号、前住所千葉県我孫子市布佐3398番地の11（２Ｂ号）　メゾン・ピア
債務者　小山　裕子
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第８０１号
千葉県柏市明原３丁目５番30－201号
債務者　森田　光彦
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部